

社会福祉法人  
世田谷区社会福祉協議会

令和4年度 第3回評議員会

議 事 録



社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会  
令和4年度 第3回評議員会議事録

1. 開催通知年月日

令和5年2月28日（火）

2. 開催の日時及び場所

(1) 日 時 令和5年3月28日（火）午後2時00分～午後3時30分

(2) 場 所 世田谷区成城6-2-1  
砧総合支所成城ホール1階ホール

3. 評議員現員数

64名（令和5年3月28日現在）

4. 出席評議員数及び氏名

(1) 出席評議員数 48名

(2) 氏名

山崎和則	滝澤葉子	清水益子	妹尾廣子
芳澤容子	都崎裕子	前田美智子	岡幸子
安土美智子	須藤啓子	野村君子	荒川和茂
村上知恵子	狩野千賀子	粕谷孝一	安藤久信
西垣禮子	増山晶一	小島和子	島田益吉
岡庭茂行	藤原成義	鎌田嘉次	宮坂公子
山口美恵子	大塚紀子	高橋聰子	安藤正一
滝嶋秀夫	池田紀明	熊谷安子	藤原和子
高木照子	中村佳壽子	榎本善子	杉田紀子
須藤和代	上田啓子	杉田春義	
谷崎茂保	杉山真生子	丸山晴男	
吉岡榮子	増田キヨ子	高橋千壽子	
重田朗子	染野和夫	石井優子	

(3) 欠席者氏名

北野康子、富澤美智代、大久保梢、香西裕子、渡辺俊彦、河野清  
矢嶋禮子、豊田和江、高橋節子、吉岡靖之、原島二三代、石井敏春  
福田公英、原島十一、山本伸子、飯田政人

(4) 役員、監事出席者氏名

役員：鈴木賢治、岡崎克美、西崎守、三羽和彦

監事：安藤芳彦、板谷雅光、丹羽克裕

欠席者氏名

役員：吉村俊雄、水野貞、坂本雅則

## 5. 議長

染野和夫評議員

## 6. 決議に特別の利害関係を有する評議員

該当なし

## 7. 議題

### (1) 決議事項

議案第1号 令和4年度補正予算（第三次）

議案第2号 令和5年度事業計画・予算

### (2) 報告事項

①社協経営改革計画総括

②財政健全化計画総括

③人材育成計画総括

④中期事業計画総括

⑤成年後見センター次期運営計画（案）

⑥職員給与の見直し

⑦第20回地域福祉推進大会報告

⑧予算の流用

### (3) その他

①食の支援事業 寄付募集チラシ

②令和5年度世田谷区社会福祉協議会年間スケジュール（予定）

## 8. 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

午後2時00分、長岡事務局長より今回の評議員会開催に関する経過について報告をした。評議員総数64名のところ、48名の出席により評議員会が成立していることを確認後、長岡事務局長が開会を告げた。その後、事務局より、評議員会の召集通知において、決議事項に特別の利害関係を有する評議員が存するかの確認をした結果、本日の議案について該当する評議員はいない旨が報告された。

続いて、出席評議員の互選により、議長の選出を行い、染野評議員が議長に就任した。

また、議長より、前田評議員と野村評議員が議事録署名人に指名され、出席評議員の了承を得た。

### (1) 議案第1号 令和4年度補正予算（第三次）

令和4年度補正予算（第三次）について、雨宮総務課長より説明があった。

染野議長     それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

染野議長     ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第1号は議案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（拍手により全員賛成）

染野議長      ご異議がないようですので、議案第1号については、原案のとおり議決いたしました。

## (2) 議案第2号 令和5年度事業計画・予算

令和5年度事業計画について長岡常務理事が理事長分も含めて令和5年度事業計画書に基づき運営方針も含め説明し、予算について、雨宮総務課長より説明があった。

染野議長      それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

荒川評議員      来年度の運営方針等の説明がありましたが、生活福祉資金特例貸付事業は、あくまでも東社協の受託事業で、貸付け等も終わりこれから償還が始まると聞いていますが、一つは償還免除の基準があれば教えてもらいたい。また償還事務に10年ぐらいかかるといなかで、免除に該当しない方に対して、例えば、10年たっても返してもらえない、10年までは延々と償還を待つ、あるいは償還免除を促す様なことをしながら、受託事業の中で、世田谷区が窓口になり行っていくのかなど、どこまで返済を求めるのかについて、参考までに教えていただければと思います。

染野議長      今のご質問で、資料の何ページに該当しますか。

荒川評議員      17ページです。

田邊自立支援課長      先ず、免除の基準につきましては、非課税世帯であれば免除ということ。それぞれ時期によってどの年の非課税になるかということが決まっておき、現時点では、令和5年1月から最初の償還が始まっています。この対象になっているのが緊急小口資金を令和4年の3月末までお借りになった方、それと総合支援資金の初回をお借りになった方が対象となっています。この方々については貸付けた当初なので、令和3年、令和4年の所得が非課税であることとなっています。今度は、令和6年1月から総合支援資金の延長で次の3ヶ月をお借りになった方が償還の対象となります。また制度が延長になり、緊急小口資金を令和4年4月以降お借りになった方も対象となり、その方々については、令和4年の所得が非課税ということになります。最後に、総合支援資金再貸付で最後の3ヶ月をお借りになった方の返済が、令和7年1月から始まるということで、ずらして返済が始まることになっています。その都度、その時の所得が非課税であることが一つの要件となっています。続いて、返済ができなかった時になりますが、ぷらっとホーム世田谷で経済的な困窮も含め生活に困っている方の相談を受けることになっていますので、どうやって返済していくのか、返済ができないとしたら猶予という方法を使って返済

ができるのかなど個別の相談になっていきます。ただ、全体の償還の事務については、全貸付金を公開していくことになるので、市区町村の社協がその事務を行うことは適当ではないとのことから、東京都社会福協議会が一括してそうした事務を行っています。私共の方では、個別の生活のお困りごとの中で今後どう対応していくかということ相談していくことの役割を振られていますので、それに対して東京都社会福祉協議会から事務費としての補助が来ています。説明が前後しますが、総合支援資金につきましては、最初に返済を開始した年から10年間かけて返済していくということになるので、複数世帯でひと月20万円の生活費をお借りになった方につきましては、ひと月5,000円を10年間に渡って返していくということになっていきます。

荒川評議員 あくまでも東社協の受託事業ということで市区町村の社協は取次窓口で実際の事務については東社協が行うということは理解をしていますが、実際の貸付窓口としては市区町村の社協が貸付事務等を行ったと思いますが、その時に窓口で、あくまでも貸付なので、必ず返済・償還をしていただきますとしっかりと説明し、免除の話など非課税世帯については免除になりますなど説明されたのか。貸付けの段階で非課税世帯に対しては貸付けをしなかったのか。要するに返済ができないということが前提になるので、一旦は貸付けを受けたが、返済が困難な方について相当多いと思うので、そうしたことも見越したうえで、申請から返済までの流れについてしっかり説明をされたのか、あくまでも確認なので、教えていただければと思います。

田邊自立支援課長 先ず、この制度が始まったのが令和2年の3月末からで、国のコロナ対策の現金支給よりも一早く全国でスタートした制度になります。その際に、貸付けということで、国としての緊急事態でしたので、借り控えがないようにということで、厚労省の方から通知があり、先ずは、コロナの影響で離職した方や、減収してしまった方については、先ずはご利用くださいというお知らせをしました。ただし、貸付けなので、申請を受け付けた後に、借用書を取り交わし、これはあくまでも貸付の制度ですと、本人の同意書を得るなど書類等を取り交わす中で、ご本人にもご理解をいただいているものと思います。償還免除につきましても、制度が始まった当初はどういった世帯をどのように免除していくのかなど全く国の方も決められていなかったの

ですが、先ほど申したように、借り控えをなくすという意味で、償還免除があります。詳細についてはまだ不明ですが、償還免除を考えておりますということもチラシ等に必ず明記するようということでしたので、その旨を記載してお知らせをしております。また、現時点では借入をしまい、なお返済に困っておられる方に対しては、フォローアップ支援ということで、ぷらっとホーム世田谷での自立生活相談の方で相談を受けていくようにと通知もされており、そのような機会をとらえて、周知をしたり、相談を受けたりしています。

上田評議員 16 ページに住民の地域福祉活動を支援すると明記しておりますが、YOU・遊を開放するというお気持ちがあるのかどうか、福祉喫茶の運営で3店舗ありそれぞれ施設の特性やニーズがあると思いますが、数年前からこの場を借りて言わせていただいておりますが、メニューが画一的で、もちろん違ったメニューもいくつかあるが、その店舗によって力の入れ方や、お客様の違いなどあると思いますので、柔軟に考えていただき、使い勝手の良い福祉喫茶にさせていただけるとありがたいと考えておりますので、そのことについて、ご意見いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

小野地域福祉課長 コロナ禍において休店した時期や、制限をかけた時期もありました。マスク着用が解除されていく中で、喫茶でも可能な範囲で開放というか制限を外していくことを開始し始めたところですので。これまでは、人数制限や、食事の際は会話をしないなどの制限もしましたが、本来福祉喫茶が喫茶店という役割だけでなく、地域の方が集う場所であったり、地域の方の自主的な活動をする場所であるべきだと思っております。社協としてもそういう考えで福祉喫茶を運営してきたと思っております。これから徐々に状況を見ながら制限等については解除していきたいと思っております。まだ、若干ですが席の座り方等制限はありますが、少しずつ、元の状況に戻っていけば良いと思っております、最大限努力してまいります。また、おしゃべりカフェについても、地域の皆様が自主的に活動される場所の一つの代表的な形の見本と思っておりますので、早い段階で復活もしていけたらと考えております。メニューについてですが、担当としても一つの課題と思っております。これまでも社協の中で何年も前から改革が必要だとあげられてきていました。昨年度そう

いった課題等について検討していこうとしておりましたが、コロナ禍の中で、最優先として制限をかけ、スタッフが不足する中で、店舗運営をやっけていかざるを得ない状況でした。令和5年度の計画の中で、福祉喫茶の根本的な見直しをしていこうとしております。一つにはメニューの工夫もありますが、多くの地域の皆様にご意見をいただきながら、地域の皆様に好まれるメニュー作りも必要と考えられますし、3店舗ある喫茶が、それぞれの場所でそれぞれの役割を担うような地域の拠点であるべきだと考えられるので、その様な視点で各店舗が今後どういう福祉喫茶として展開していくべきなのかといったところを検討してまいりたいと思っております。経過報告等もさせていただきながら、短期的な検討というよりも長期的な検討になると思っておりますが、それぞれの地域にあった喫茶づくりを進めてまいりたいと予定しております。

藤原評議員 福祉喫茶のことで伺いたいと思っておりますが、33 ページで就労支援者数が令和5年度で4名ということで、3店舗で4名ということは1店舗で2名いないわけで、令和4年度から8名から4名ということで、50%落ちているわけですね。要するに従事者が少なくなっている。これで福祉といえるのかと思ったのですが、その辺りのことについて、ご説明いただければと思います。

小野地域福祉課長 おっしゃる通りですが、これまでずっと8名で計画してまいりましたが、区と受け入れる人数としてのお約束ということになっており、令和5年度についても区とは8名ということでお話はしておりますが、実際に入ってくる予定としては8名いかないだろうと思われ、予算も関わってくるので実態に合わせた数字ということで4名と入れさせていただいております。令和4年度の実績も就労支援として3名でした。福祉喫茶については保護的就労ということで、区から推薦をいただいた方を入れるというシステムになっており、社協としてこれとは別に障害の方をここに入れるというシステムには組んでいないので、この人数設定で予定をさせていただきました。ただ福祉喫茶としては、障害のある方が1名ではなく複数名働いていただくことが必要だと思いますし、1名じゃない体制の中で進めていくことがあるべきかたちかと思っております。検討の中で、福祉喫茶としての役割の部分についても検討は進めてまいります。その中で、今の保護的就労の実情として多くの障



害のある方が一般就労に結びついているなかで、福祉喫茶という3店舗をどう運営していくべきなのか、していけるのかということも含めて、考えていきたいと思っております。ただ世田谷区内に、社協が運営している福祉喫茶で障害のある方が働く場が、3店舗あるということは大変重要なことなので、止めてしまうということではなく、検討はしっかり進めていきたいと思っております。

染野議長 他にご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第2号は議案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(拍手により全員賛成)

染野議長 ご異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり議決いたしました。

### (3) 報告事項

議長の指示により、以下の事項について事務局より報告を行った。

- (1) 社協経営改革計画総括 (①財政健全化計画総括、②人材育成計画総括、③中期事業計画総括) ①・②雨宮総務課長説明  
③山本連携推進課長説明

荒川評議員 120ページの人事考課と昇給制度について、従来の年功序列と横並びの考え方から評価方法を変えたということですが、評価について具体的に誰がどういう視点で評価をするのか分かりづらい。常勤職員で100名もいない中で、なぜこの評価制度を採り入れなければならないのか。いわゆる昇給昇任試験については、当然選考という形の中で能力をみて昇任昇給をさせるということですが、任用制度とは別枠で、評価結果等を給与・賞与に反映させる事自体が私は理解できない。こういう事は止めてもらいたい。そういう評価制度は間違っていると思っている。まだ、区の職員もここまではやっていないと思うので、区や都の関係性等も含め考え方等をお示しいただければと思います。

雨宮総務課長 社会福祉法人として、独立した法人としての認識で、行政とは切り離した考え方でいます。評価をする基準ですが、あくまでも職員一人一人が年度当初に目標設定シートを作成します。今年度自分はこういったことに力を入れるか、こういったことを成し遂げたいのか等について大きな目標を2~3立て、それぞれの行動・考え方について作成してもらいます。4月から5月にかけての管理職とのヒアリングの中で目標を共有し、管理職は年間を通じて職員を見ていくこととなります。その後、秋ごろ2回目のヒアリングを行い、どこまで目標の達成ができたかできなかったかの状況

確認をし、2月のヒアリングで1年間を通じての総括を本人及び管理職も評価を行い、本人が立てた目標に対して達成度がどこまでいったのかという所での人事考課になります。誰かと比べて何かが出来たとかではなく、本人が目指したところまで自分が努力して到達できたかどうかの確認をする仕組みになっています。この人事考課を見直した背景には人事給与の改正がありました。大きく一律に給与が減らされていく中で、職員の中では不満を持つ職員もいます。その職員は、他人と比べて、自分はこれだけ頑張っているのに、または、あの人の方がこんなに頑張っているのになどの感覚的なものがある中で、頑張ったことが成果として跳ね返ってくるやりがいにつながってくるものを作りたいということから、職員代表による検討会を立ち上げ、方針・目標設定シート等を作成し、最終的に管理職が決定しました。職員参加の下での作り上げてきた人事考課制度が今動き始めて3年目を迎えるので、今後、この人事考課制度が本当に職員のためになっているのか適切に判断できているのかなど検証しながら、職員のためになる人事考課制度を考えていきたいと思っています。

長岡事務局長 世田谷区でも以前から人事考課制度は導入されており、社協もそのことを参考にしながら職員参加で作った制度となっています。人事考課制度という名前ですが、組織としての目標も当然ありますが、本人の目標を設定し管理職と本人とで目標の達成度について確認しあい、やり取りをする中で職員を育成していくという要素が強いという内容になっています。

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| (2) 成年後見センター次期運営計画(案) | 若林権利擁護支援課長説明 |
| (3) 職員給与の見直し          | 雨宮総務課長説明     |
| (4) 第20回地域福祉推進大会報告    | 山本連携推進課長説明   |
| (5) 予算の流用             | 雨宮総務課長説明     |

染野議長 以上をもちまして本日の議案及び報告事項は全て終了いたしました。皆様から何かご意見はございませんか。

(特になし)

#### (4) その他

議長の指示により、以下のとおり情報提供した。

- |                                  |            |
|----------------------------------|------------|
| (1) 食の支援事業 寄付募集チラシ               | 山本連携推進課長説明 |
| (2) 令和5年度世田谷区社会福祉協議会年間スケジュールについて | 雨宮総務課長説明   |

## 9. 閉 会

以上をもって議事を終了したので午後3時30分に議長が閉会を宣し、解散した。

上記の決定を明確にするため議事録署名人において次に記名押印する。

令和 年 月 日  
署名人

令和 年 月 日  
署名人

令和 年 月 日  
署名人